

ミルクボランティア選定基準

- 1 子猫の授乳、排泄補助等の経験があること。
- 2 20歳以上で健康（動物アレルギーがない）であること。
- 3 県内で子猫の育成可能な施設に居住していること。
（集合又は賃貸住宅の場合、動物飼育許可の旨が書面で確認できること。）
- 4 家族など同居する者全員に動物アレルギーがないこと。
また、子猫の育成に全員が同意していること。
- 5 終日子猫の世話ができること。（短時間の外出等を除く）
- 6 別表（ミルクボランティアの遵守事項）に規定する遵守事項を守れること。
- 7 子猫の送迎及び資材の運搬ができること。
- 8 動物の送迎に係る交通費、必要に応じて子猫の治療費など自己負担が生じることに了承いただけること。
- 9 毎日の体重測定及び健康チェックを行い、記録できること。
- 10 既に動物を飼育している場合、次のことが確認できること。
 - ① 先住動物と育成する子猫を隔離できる環境があること。
 - ② 犬の場合、狂犬病予防法に基づく登録と狂犬病予防注射を実施していること。
 - ③ 猫の場合、完全室内飼いで、感染性疾患に罹患してないこと。
 - ④ 犬は必要に応じて混合ワクチン（ジステンパー、犬アデノウイルス1型（犬伝染性肝炎）、犬アデノウイルス2型感染症、犬パラインフルエンザ、犬パルボウイルス感染症及び犬コロナウイルス病等）、猫は3種混合ワクチン（猫ウイルス性鼻気管炎、猫カリシウイルス感染症及び猫汎白血球減少症）の接種を行っていること。
- 11 これまで動物の育成及び飼育に関して、近隣住民から苦情等が寄せられていないこと。
- 12 センターが行う動物の愛護及び管理に関する施策に協力できること。
- 13 センターからの電子メールを受信できることが望ましい。

別表

ミルクボランティアの遵守事項

- 1 子猫の育成等については関係法令を遵守し、子猫の健康及び安全を保持し、人への危害防止に努め、センターに返還するまで責任を持って管理すること。
- 2 子猫の育成及び動物の多数飼育により、近隣等からの苦情を生じさせないこと。
- 3 他のボランティアと融和を保ち、他者の風評を害したり誹謗中傷をしないこと。
- 4 本事業を通じて、政治活動、宗教活動及び営利に関する活動を行わないこと。
- 5 ミルクボランティアの活動上知り得た個人情報等は、第三者へ開示又は漏洩しないこと。
なお、本件はボランティア活動を辞めた後も同様とする。
- 6 センターの業務時間等をご理解いただき、センターと相互協力のもとで活動すること。